

公共施設等適正管理推進事業債の期間延長について

関東部会提出
説明担当 成田市

市公共施設の老朽化や人口減少、少子・高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の適正配置を実現するためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、課題となっている。

地方公共団体における、これらの取り組みを後押しするために、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、平成27年度に創設された従来の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）にかかる事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」が創設されたところである。

多くの自治体では、平成28年度までに策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、今後は「公共施設再編計画」や「個別施設計画（長寿命化計画）」を策定し、さらにはコンパクトシティの形成に向けたまちづくりを推進する自治体では「立地適正化計画」も策定していくところではあるが、同事業債を活用できる期限までに、それら計画を策定し、個々の施設の工事等を事業化させるのは非常に困難である。

このようなことから、国においては、今後の公共施設の適正配置を引き続き押し進めるために、「公共施設等適正管理推進事業債」の期間延長を実施するよう要望する。